

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年2月17日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年3月3日から同月23日まで縦覧に供する。

平成28年2月26日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 河原池地区	三豊市建設経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (さく井改修事業) 中尾地区	〃